

吉野川市法人市民税税率（令和元年10月1日以降に開始する事業年度から）

※ 法人税割の税率 8.4%

◎法人市民税の法人税割税率の改正について

税制の改正により、法人税割の税率が引き下げられ、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の予定申告及び確定申告については、次の税率が適用されます。

- ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割 8.4%
- ・令和元年9月30日までに開始した事業年度の法人税割 12.1%
- ・令和元年10月1日から令和2年9月30日までに開始する事業年度の予定申告額の法人税割は、前年度法人税割額の3.7／前事業年度の月数
- ・令和2年10月1日以降に開始する事業年度の予定申告額の法人税割は、前年度法人税割額の6／前事業年度の月数

※ 均等割の税率

法人等の区分		標準税率
資本金等の金額	従業員数	(年 額)
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
資本金等の額が1千万円以下である法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
次のア～エに該当する法人等		5万円
ア 公共法人及び公益法人等(独立行政法人で収益事業を行うものは除く。)		
イ 人格のない社団等で法人とみなされるもの		
ウ 一般社団法人及び一般財団法人		
エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		